

米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託
公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）による募集を行いますので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）に必要書類を添付の上、提出してください。

令和4年7月12日

米子市水道事業管理者
水道局長 朝妻博樹

1 委託業務名

米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務

2 募集目的

米子市水道局では、厳しい財政状況の中、民間活力を活かし、業務効率化・経費削減を図り、将来にわたる安定的な事業継続につなげることを目的に、水道料金及び下水道使用料徴収等業務を委託します。

価格だけではなく、実績、高い技術力、安全性等に配慮した業務計画、執行体制、お客様への配慮や問合せ対応等渉外力など適切な業務遂行能力を有する事業者を募集し、選定するものです。

3 委託業務の対象区域

- (1) 水道事業 米子市水道事業の設置に関する条例（平成17年米子市条例第190号）第3条に定める給水区域
- (2) 下水道事業 米子市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年米子市条例第25号）第4条に定める区域
- (3) 前各号に掲げる区域のほか、米子市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める区域

4 委託業務の範囲

- (1) 検針業務
- (2) 収納業務
- (3) 滞納整理業務
- (4) 窓口業務
- (5) 開閉栓業務
- (6) 電算処理業務

- (7) 事務引継業務
- (8) その他前各号に掲げる附帯業務

5 業務履行場所

米子市車尾南二丁目 8 番 1 号 米子市水道局庁舎内

6 委託業務の実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

7 準備期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間は準備期間とし、実施業務の準備に係る必要な経費等は、受託者の負担となります。

8 本件委託業務に係る提案限度額等

- (1) 限度額 1,132,600,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)

[年度別内訳]

令和 6 年度	226,520,000 円
令和 7 年度	226,520,000 円
令和 8 年度	226,520,000 円
令和 9 年度	226,520,000 円
令和 10 年度	226,520,000 円

※提案価格書(様式第 9 号)及び提案価格説明書(以下「提案価格書等」という。)に記載する提案金額は、上記の提案限度額を超えないようにしてください。

- (2) 支払については、契約額を 60 か月で除した額を、受託事業者から毎月の委託業務完了報告書を受けた後、業務委託契約書に基づき支払います。

9 契約保証金

契約保証金については免除します。

10 参加に必要な資格

参加を希望する者(以下「参加希望事業者」という。)は、令和 4 年度から令和 5 年度米子市水道局入札参加等有資格者名簿(物品・役務等部門)に登録されている者で、次に掲げる条件を全て満たし、管理者が認めたものとします。

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日以降に、給水人口 15 万人以上の都市において、4 委託業務の範囲に掲げる(1)検針業務、(2)収納業務、(3)滞納整理業務及び(6)電算処理業務を継続して 2 年以上の期間にわたって履行し、完了した実績のある者であること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム等の規格を取得している者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でな

いこと。

- (4) 募集公告の日から優先交渉権者決定の日までの間のいずれの日においても、米子市水道局物品の売買等に係る指名競争入札参加資格指名停止措置要綱（平成11年2月15日施行）に基づいて指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和4年4月1日を基準日として、直近2年間における法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 都道府県税（法人事業税、法人都道府県民税）の滞納がない者であること。
- (8) 市区町村税の滞納がない者（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））であること。
- (9) 賠償保険に加入している者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体又は共同企業体の構成員のいずれかが第1号及び第2号の条件を、共同企業体の全ての構成員が第3号から第10号までの条件を満たす者であること。
 - イ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ウ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員としてプロポーザル方式に参加していないこと。

1.1 参加申込等手続

- (1) 参加申込書の配布は次のとおりとします。

米子市水道局ホームページ（ダウンロードしてください。）
<https://www.city.yonago.lg.jp/suido/>
- (2) 参加希望事業者は、「参加申込書」を所定の期限までに提出してください。
- (3) 参加希望事業者は、次に掲げる書類を参加申込書に添付し、提出してください。
 - ア 会社概要書（様式第4号）
 - イ 業務受託実績一覧表及び業務受託実績調査票（様式第5号）
 - ウ 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し
 - エ 情報セキュリティマネジメントシステム等の規格の取得を証明できる書類の写し
 - オ 直近2か年の法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

- カ 直近2か年の都道府県税（法人事業税、法人都道府県民税）に滞納がないことの証明書
- キ 直近2か年の市区町村税に滞納がないことの証明書（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- ク 賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等
- ケ 共同企業体として参加する場合は、共同企業体協定書の写し
- コ 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定めるもの

(4) 提出期限

令和4年7月12日（火）午前9時から
令和4年7月27日（水）午後5時まで
（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

※郵送する場合は、書留あるいは簡易書留を利用し配達記録を行ってください。

1.2 資格審査及び審査結果通知

参加希望事業者の参加資格条件を確認する資格審査を実施し、参加資格を有すると認められた者（以下「参加事業者」という。）には、「プロポーザル方式参加要請書」（様式第2号）を、参加資格を有しないと認められた者には「プロポーザル方式参加資格審査結果通知書」（様式第3号）を送付します。

1.3 資料提供

参加事業者に対し、業務提案書等の作成に必要な資料を提供します。

- (1) 労務部門関係業務委託仕様書
- (2) 電算部門関係業務委託仕様書

1.4 業務提案書等の提出

参加事業者は、下記の要領により業務提案書等を作成し、期間を厳守のうえ提出してください。

(1) 提出期間

令和4年8月9日（火）午前9時から
令和4年9月26日（月）午後5時まで
（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

(2) 提出先

米子市水道局計画課 計画推進担当

(3) 提出方法

郵送又は持参とします。（電子記憶媒体又はファクシミリによる提出は認めません。）なお、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とし、事前に電話連絡してください。郵送する場合は、書留あるいは簡易書留を利用し配達記録を行ってください。

(4) 提出書類及び部数

ア 「提案書等届出」（様式第8号）

1部

イ 「業務提案書」（様式第7号）

正本1部 副本7部

ウ 会社概要（様式第4号）、財務状況（貸借対照表及び損益計算書（直近2年度分））、業務受託実績一覧表及び業務受託実績調査票（様式第5号）

エ 業務体制及び業務執行計画

オ 地域貢献等

カ 検針業務に関する企画及び技術提案

キ 収納業務に関する企画及び技術提案

ク 滞納整理（停水執行を含む。）業務に関する企画及び技術提案

ケ 窓口業務に関する企画及び技術提案

コ 開閉栓業務に関する企画及び技術提案

サ 電算業務に関する企画及び技術提案

シ 下水道使用料等に係る徴収及び滞納整理業務に関する企画及び技術提案

ス その他の業務に関する企画及び技術提案

セ 個人情報保護に関する企画及び技術提案

ソ 防災・災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案

タ 提案価格書（様式第9号）及び提案価格内訳明細書（各1部）

(5) 提出書類作成上の留意事項

ア 使用言語は、日本語とし、文字色は定めず、数字はアラビア数字とします。

イ 書類の規格と紙質

日本工業規格のA4判としますが、紙質は定めません。

ウ 提案申込みは、1事業者につき1点とします。

エ 業務提案書等の作成に要する費用は、全て参加希望事業者の負担とします。

オ 提出された業務提案書等の記載事項に関する変更は、受け付けしません。

カ 提案価格書及び提案価格内訳明細書については、袋に入れ、封印すること。

1.5 業務提案書等の作成等に係る質問及び回答

(1) 質問の受付は、電子メールのみにより受け付けるものとし、「プロポーザル方式質問書」（様式第6号）を使用してください。

(2) 受付期間

令和4年8月 9日（火）午前9時から

令和4年8月19日（金）午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

- (3) 質問事項は業務提案書の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けません。
- (4) 質問に対する回答は、米子市水道局ホームページに掲載します。

1.6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は参加事業者ごとのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 日時及び場所
プレゼンテーション参加要請書（様式第11号）により通知します。
- (2) 実施時間
プレゼンテーションは各事業者40分以内とします。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを20分程度行います。
- (3) 実施方法
プレゼンテーションは各自電子機器（持参）を用いて行うこともできます。その際に、プロジェクター及びスクリーンは米子市水道局で準備します。
- (4) 業務提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
- (5) 出席人数は5名までとします。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第12号）に記入し、プレゼンテーション等実施日までに届け出てください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、リモートで実施する場合は別途連絡します。

1.7 参加の辞退

参加事業者は、プロポーザル方式を取りやめる場合には「プロポーザル方式参加辞退届」（様式第10号）を令和4年9月26日（月）までに提出してください。

1.8 プロポーザルの審査方法等

審査委員会は、「米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託公募型プロポーザル方式優先交渉権者選定基準」の評価基準及び評価基準の着眼点に基づき、各参加事業者の業務提案書等について評価を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

1.9 選定結果の通知

- (1) 優先交渉権者に決定した参加事業者には、「プロポーザル方式選定結果通知書」（様式第13号）により通知します。

- (2) 決定されなかった参加事業者には、「プロポーザル方式非選定結果通知書」（様式第 14 号）により通知します。
- (3) 審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めないものとします。

2 0 委託契約

- (1) 優先交渉権者に選定した参加希望事業者と条件等の協議を行い、協議が整った場合、優先交渉権者は、米子市水道局契約規程（平成 17 年水道局管理規程第 28 号）の規定に基づき、米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結します。なお、協議の際、双方合意の上、各種仕様書及び提出した業務提案書の内容を一部変更する場合があります。
- (2) 優先交渉権者は、円滑に委託業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとします。

2 1 失格要件

参加事業者及び優先交渉権者が、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザル方式の参加資格又は優先交渉権者の決定を取り消して、失格とすることがあります。失格者には「プロポーザル方式資格失効通知」（様式第 15 号）を送付します。また、これまでに要した経費は一切負担しません。

- (1) 1 0 に定める参加資格に瑕疵が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は不備が認められた場合
- (3) 参加事業者及び優先交渉権者が備えるべき資格条件を満たさなくなった場合
- (4) その他不正行為があった場合

2 2 次点交渉権者の繰り上げ

優先交渉権者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザル方式において次順位以下の次点交渉権者となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に当該業務委託についての交渉を行うこととします。

2 3 問い合わせ先及び各種書類提出先

〒 6 8 3 - 0 0 0 8 鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号
米子市水道局計画課 計画推進担当 濱田、中井
電話番号 0 8 5 9 - 3 2 - 9 9 3 0
ファクシミリ番号 0 8 5 9 - 2 3 - 3 5 3 0
E-mail suido-keikaku3@city.yonago.lg.jp

2.4 スケジュール等（予定）

	内 容	実 施 日	様式
1	公告(米子市水道局ホームページ)	令和4年7月12日(火)	-
	参加申込書等の提出期限	令和4年7月27日(水)	第1号 第4号 第5号
2	<p>【その他提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し ・情報セキュリティマネジメントシステム等の規格の取得を証明できる書類の写し ・直近2か年の法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書 ・直近2か年の都道府県税（法人事業税、法人都道府県民税）に滞納がないことの証明書 ・直近2か年の市区町村税に滞納がないことの証明書（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）） ・賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等 ・共同企業体として参加する場合は、共同企業体協定書の写し ・前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定めるもの 		
3	参加資格審査	令和4年8月8日(月)	-
4	参加資格審査結果通知	令和4年8月9日(火)	第2号 第3号
5	業務提案書等の作成に必要な資料提供	令和4年8月9日(火)	-
6	業務提案書等の作成に係る質問書提出期間(電子メールのみ)	令和4年8月9日(火)から 令和4年8月19日(金)まで	第6号
7	業務提案書等の作成に係る質問書回期間(HP)	令和4年8月9日(火)から 令和4年8月24日(水)まで	-
8	業務提案書等の提出期間	令和4年8月24日(水)から 令和4年9月26日(月)まで	第4号 第5号 第7号 第8号 第9号
	<p>【その他提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況(貸借対照表及び損益計算書(直近2年度分)) ・業務体制及び業務執行計画 ・地域貢献等 ・検針業務に関する企画及び技術提案 ・収納業務に関する企画及び技術提案 ・滞納整理(停水執行を含む。)業務に関する企画及び技術提案 ・窓口業務に関する企画及び技術提案 ・開閉栓業務に関する企画及び技術提案 ・電算業務に関する企画及び技術提案 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等に係る徴収及び滞納整理業務に関する企画及び技術提案 ・その他の業務に関する企画及び提案 ・個人情報保護に関する企画及び技術提案 ・防災・災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案 ・提案価格内訳明細書 		
9	プロポーザル参加辞退届	令和4年9月26日(月)	第10号
10	プレゼンテーション参加要請書	令和4年9月27日(火)	第11号
11	出席者報告書	-	第12号
12	プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年10月14日(金)	-
13	審査委員会による優先交渉権者選定	令和4年10月14日(金)	-
14	選定結果の通知及び公表	令和4年10月中旬	第13号 第14号
15	業務委託契約締結	令和4年12月上旬	-
16	業務移行準備期間	契約締結から 令和6年3月31日(日)まで	-
17	業務委託開始	令和6年4月1日(月)	-
18	プロポーザル方式資格失効通知	-	第15号